

本学教員による研究費の不正使用について

2020年8月4日

関西大学

1 経緯・概要

(1) 発覚の時期及び契機

本学教員による研究費の使用において、2017年度のアラバイト報酬の支給に関し、研究費の不正使用が疑われることが判明した。

(2) 調査に至った経緯等

「公的研究費等取扱規程」及び「公的研究費等取扱規程に係る調査委員会実施要領（以下「実施要領」という。）」を所管している研究推進部の長に対して、コンプライアンス責任者から、2019年3月1日付文書及び同年4月10日付文書をもって予備調査の報告があり、最高管理責任者（理事長）が本調査を行うことを決定した。

2 調査

(1) 調査体制

「実施要領」第9条に基づき、公的研究費等の不正に係る本調査委員会（学内委員2名、学外委員1名（弁護士））を設置し、調査を実施した。

- | | |
|--------------|-------|
| ・副学長（研究担当） | 吉田 宗弘 |
| ・コンプライアンス責任者 | 山本 秀樹 |
| ・弁護士 | 奥野 祐希 |

(2) 調査期間

2019年5月9日～2020年5月18日

(3) 調査対象

- ・調査対象年度：2009～2018年度
- ・調査対象経費：当該教員に係るすべての研究費

(4) 調査方法

- ・当該教員及びアラバイト報酬を受領した学生（以下「学生就業者」という。）への書面及び面接調査
- ・研究分担者への書面調査
- ・内部監査室による、当該教員が関与する研究費全ての書類調査

3 調査結果

(1) 不正の種別

謝金の目的外使用及び架空請求

(2) 不正等に関与した研究者

教授（60歳代）男性

(3) 不正の具体的な内容

①動機、背景

当該教員が次の（ア）～（ウ）の認識に基づき、研究室の学生に対する経済的援助を行う必要があると判断していたことによる。

（ア） 学生が学会に参加・発表した場合に必要となる経費（参加費、講演集購入費、交通費、宿泊費）に関して、関西大学にはそれを補助する制度が存在するが、経費全額を賄うものではないため

（イ） 研究室が独自に実施しているゼミ旅行（見学会）、あるいは学外の共同研究機関との打ち合わせ会議への出席にかかる交通費等も、学生の自己負担となる場合があるため

（ウ） 生活面において経済的に余裕のない学生もおり、このような自己負担が重荷になっているケースがある

②手法

当該教員が、本来は「実験補助」業務ではないにもかかわらず、次の（ア）～（ウ）において「実験補助」業務と認識し、自らの研究費をもって、学生就業者に対してアルバイト報酬を支払っていた。

（ア） 授業の準備やレポートの採点といった教学補助業務に対する対価として

（イ） ゼミで行う見学会（ゼミ旅行）の宿泊費、学会への参加費及びそれらについての交通費の補填として

（ウ） 研究室内における消耗品等の購入費の立替金の清算として

③不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度
国立研究開発法人科学技術振興機構（JST） 研究成果展開事業 マッチングプランナー プログラム「探索試験」	110,000 円	2016 年度
国土交通省 近畿地方整備局	668,800 円	2010～2015、 2018 年度
学内研究費	810,050 円	2010、2016～ 2018 年度
受託研究費	240,900 円	2011～2016 年度
指定寄付	48,400 円	2013 年度
計	1,878,150 円	

使途は、全額、学生就業者へのアルバイト報酬である。

④私的流用の有無

調査の結果、当該教員の私的流用はなかったと判断した。

⑤共謀の有無

調査の結果、当該教員と学生就業者との間には、そもそも不正使用に対する共通認識がなく、共謀はなかったと判断する。

(4) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

当該教員は、「自身の研究室内で行うことに関しては全て、自身の研究に関する実験と何らかの関係があるという意味において、『実験補助』にあたる」といった独自の見

解のもとに、研究費から広範なアルバイト報酬を支出させてきたことが判明した。

このうち、①授業の準備やレポートの採点といった教学補助業務に対する対価、②ゼミで行う見学会（ゼミ旅行）の宿泊費、学会への参加費及びそれらについての交通費の補填、及び③研究室における研究上必要な消耗品等の購入費の立替金の清算について、「実験補助」に対するアルバイト報酬名目で支払うことは研究費の不正使用にあたる、ということについては、当該教員も受講していたコンプライアンス研修等によって、当然に備えておくべき知識であるにもかかわらず、当該教員はこれを備えず、長年にわたり、本件のようなアルバイト報酬の支払いを行わせてきたものである。

このような当該教員の認識を前提にするならば、本件については、故意に基づくものとはいえないものの、不正使用にあたることの認識を容易に持つことができたにもかかわらず、これを怠ったといえるので、不正使用がなされたものと判断した。

4 不正の発生要因と再発防止策

(1) 発生要因

研究費の不正使用に関する倫理研修＝コンプライアンス研修を、当該教員を含めて全学的に実施しており、今回のような研究費支出が不正に当たるということを明確に伝えていた。しかし、当該教員が採点業務や学会・ゼミ旅行参加等をすべて「実験補助」に該当すると勝手に判断し、学生就業者に対してはアルバイト届や勤務表の勤務内容として「実験補助」と記載するよう指示を行っていたことが明らかとなった。

さらに、当該教員は、2015年にコンプライアンス研修を受講しているにもかかわらず、今回の研究費支出が不正であるという認識を持っていないことを言明しており、認識不足であった要因は次のとおりであると考えられる。

- ①長年の不正使用でないという誤った認識の方が強く、不正使用であると理解するまでには至らなかった。
- ②他大学等の不正事例を紹介し、教授会でも情報共有しているが、当該教員は教授会にほとんど出席しておらず、適正使用にかかる意識向上の機会が少なかった。
- ③学生が立て替えた消耗品の代金について、手続きが面倒だとしてアルバイト報酬に上乘せして支払っており、行動規範順守の意識が欠如している。

また、アルバイト報酬を支払う場合、学生就業者が提出するアルバイト届と勤務表に勤務内容を記載する記入欄が小さいこともあり、「研究補助」、「実験補助」、「資料整理」といった一般的な記載が行われることが多い。したがって、事務担当者がこれらの具体的な内容についての把握が不十分となり、当該教員のような「実験補助」に対する過度な拡大解釈を許すことに繋がったことは否定できない。

(2) 再発防止策

①教員向け防止策

(ア) 謝金に限らず、様々な手続きにおいて、事実と異なる書類を提出することは不正行為であり、懲戒処分の対象となる可能性があることを学部長・研究科長会議や研究推進委員会を通じて全教員に周知する。

(イ) 全教員に周知するため各教授会において、他大学等で生じた不正事例を紹介し、不正防止に向けた説明を行う。

(ウ) 不正防止の啓発の文書を「研究費支出手続きハンドブック」に掲載する。

(エ) 当該教員が所属する学部においては、教授会等で全教員にコンプライアンス順守を周知徹底させるとともに、学部独自の不正使用等発生の事例セミナーを定期的に実施する。また、セミナーへの参加を義務付け、不参加の場合は、当該年度及び翌年度において、学内研究費及び競争的外部資金等すべての研究費への申請を認めないこととする。

② 就業者向け防止策

(ア) 定期的に雇用されている就業者、講義や実習を補助する TA・SA 業務に従事する学生就業者等から、勤務表の管理を事務で行えるよう学内調整を進めていく。

(イ) 勤務表の勤務内容の記入欄は小さく、詳細に記載できないので、年度初めに就業者からの提出を求めているアルバイト届に勤務内容を具体的に記入するとともに、確認欄を設け、勤務内容の確認を徹底させる。この届けは、勤務内容が変更される場合、その都度提出を求めることとする。

(ウ) 更に、就業者がアルバイト届を提出する際に手渡ししていた留意事項に、研究者から説明を受けた勤務条件、業務内容等が異なるなど就業者が疑問を生じた場合は、事務局に相談すること及び研究費はルールに従って適正に執行するために、作業と結果報告を正確に行うことを追加する。

(エ) 留意事項の手渡しに加えて「告発の窓口」の案内チラシを手渡し、口頭でも説明をして研究費の適正執行に関する理解を深めてもらう。

③ 内部監査室が実施する防止策

(ア) 特別監査の対象者について、これまで研究者のみとしてきたが、今後は、アルバイト学生にも拡大し、勤務管理状況等のヒアリング等を実施する。

5 その他

(1) 当該教員からの不服申し立て並びに申し立てへの対応

2020年6月8日に不服申立書を受領し、同年6月11日に本調査委員会を開催し、再調査は行わないとの判断をした。

(2) 関係者の処分

今後、関西大学職員懲戒規程に基づき、判断が下される予定

以 上